第４節　未確定更生担保権等に係る措置

第１　未確定更生担保権

更生会社	件数	未確定更生担保権額	別表
太陽殖産	１件	3,797,233,935円	23

未確定更生担保権については、太陽殖産管財人が異議を述べたため、当該異議を述べられた債権者（住友信託銀行）から更生担保権査定の申立てがあり、本更生計画案提出日現在、当該査定手続が係属している。

第２　更生計画認可決定日における担保権の措置等

１　更生計画認可決定日までに担保変換された預金質権の存続

更生計画認可決定日において、（未確定更生担保権の不存在の確定を解除条件に住友信託銀行を質権者として設定した質権の対象債権である）太陽殖産管財人名義の預金口座に係る預金債権につき存する質権は、当該預金債権相当額の未確定更生担保権を被担保債権として、更生計画認可決定後も存続する。ただし、更生計画認可決定日までに未確定更生担保権の不存在が確定した場合は、この限りでない。

２　未入金不動産に係る担保権の存続等

別表23の「担保目的物の種類」欄記載の不動産のうち、更生計画認可決定日までに売買代金が入金されていないもの（以下本節において「未入金不動産」という。）に係る根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定日に、以下の①に掲げる額から②に掲げる額を控除した額に確定し、当該根抵当権は当該未入金不動産に係る未確定更生担保権額を限度とする債権を被担保債権として更生計画認可決定後も存続する。ただし、更生計画認可決定日までに未確定更生担保権の不存在が確定した場合は、この限りでない。

①　3,950,800,000円から別表15の整理番号２の不動産（以下本節において「未処分他物件」という。）に係る確定更生担保権額（未処分他物件が売却された場合にあっては、当該未処分他物件の実質売却代金額）を控除した金額（以下本節において「当初保全額」という。）

②　１の預金債権相当額

３　更生計画認可決定日後未確定更生担保権の存否が確定するまでの間における未入金不動産の売却時の措置

⑴　実質売却代金額に係る担保変換

未入金不動産の実質売却代金額が更生計画認可決定日後未確定更生担保権の存否が確定する日（当該日が本第一会社分割の効力発生日の前日より前の日である場合には、本第一会社分割の効力発生日の前日。以下本節において「存否確定日」という。）までの間に入金される場合には、太陽殖産は、住友信託銀行に対して、当該未入金不動産の実質売却代金額が入金される太陽殖産管財人名義の預金口座に係る預金債権（ただし、当初保全額から２②に掲げる預金債権相当額及び当該未入金不動産の実質売却代金額の入金前に既に入金がなされた未入金不動産の実質売却代金額の合計額を控除した金額を上限とする。）につき、住友信託銀行を質権者とする未確定更生担保権の不存在の確定を解除条件とする質権を設定する。この場合において、住友信託銀行は、当該入金がなされることと引き換えに、太陽殖産管財人に対し、当該根抵当権の設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を交付する。

⑵　未入金不動産に係る根抵当権の消滅

未入金不動産に係る根抵当権は、当該未入金不動産の実質売却代金額の入金時に、消滅する。

⑶　当初保全額を超える実質売却代金等が生じた場合

２②に掲げる預金債権相当額及び未入金不動産の実質売却代金額の合計額が当初保全額を超えた場合において、なお未入金不動産が残存するときは、当該残存する未入金不動産に係る根抵当権は、当初保全額を超えることとなる未入金不動産の実質売却代金額の入金時に消滅する。この場合において、住友信託銀行は、太陽殖産管財人に対し、当該入金後、速やかに、当該根抵当権の設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を交付する。

第３　本第一会社分割の効力発生日の前日までに存否が確定した場合

本第一会社分割の効力発生日の前日までに未確定更生担保権の存否が確定した場合には、以下のとおりとする。

１　未確定更生担保権の存在が確定した場合

⑴　担保変換後の預金債権との相殺

太陽殖産は、本第一会社分割の効力発生日の前日に、第２の１及び３⑴の預金債権につき存する質権の被担保債権である更生担保権と当該預金債権と対当額で相殺する。

⑵　未入金不動産の売却及び弁済

存否確定日後に未入金不動産を売却する場合には、太陽殖産は、当該未入金不動産の実質売却代金額（ただし、当初保全額から⑴により相殺した金額を控除した金額を上限とする。）を、当該根抵当権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類の受領と引き換えに、住友信託銀行に対して、弁済する。

⑶　求償権の放棄

未確定更生担保権の弁済により太陽殖産が合併後林原（本吸収合併前にあっては、林原）に対して取得する求償権は、放棄する。

⑷　林原に対する固有更生債権の免除

林原は、住友信託銀行の固有更生債権に係る確定更生債権額のうち、当初保全額に相当する部分について、本第一会社分割の効力発生日の直前（本第一会社分割前）に、住友信託銀行から免除を受ける。

⑸　実質売却代金額が当初保全額に不足する場合

⑴の相殺及び⑵の弁済をした金額が当初保全額に不足する場合には、当該不足する額につき、第１節第２の５⑶の定めに準ずる。

⑹　林原が太陽殖産に対して有する免除後の一般更生債権の取扱い

別表19の整理番号２の林原が太陽殖産に対して有する一般更生債権のうち、当初保全額に相当する部分については、本第一会社分割の効力発生日の直前に、林原から免除を受ける。

別表19の整理番号２の林原が太陽殖産に対して有する一般更生債権のうち、別表19の「免除後確定更生債権額」欄記載の金額から当初保全額を控除した金額に相当する部分については、本第一会社分割により林原から太陽殖産に対して承継されることにより混同消滅する。

２　未確定更生担保権の不存在が確定した場合

⑴　担保権の消滅

未確定更生担保権の不存在が確定した場合には、未確定更生担保権に係る第２の１及び３⑴の質権並びに第２の２の根抵当権は、すべて消滅する。この場合において、住友信託銀行は、太陽殖産管財人に対し、当該確定後、速やかに、当該根抵当権に係る設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を交付する。

⑵　権利の変更

①　住友信託銀行の合併後林原に対する固有更生債権の権利の変更

住友信託銀行の合併後林原に対する固有更生債権のうち、別表21の「未確定更生担保権相当更生債権債務引受け」欄記載の金額に相当するものは、別表21の記載にかかわらず、本第二会社分割の効力